道営土地改良事業の開始手続等について

平成 14 年９月４日付け土指第 696 号農政部長通知
［最終改正］令和３年 12 月 27 日付け施管第 912 号農政部長通知

道営土地改良事業の開始手続等については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和 24 年省令第 75 号。以下「則」という。）その他法令等に別に定めのあるもののほか、この通知に基づき事務を進めるものとする。

第１　法第 85 条の申請による事業の場合

法第 85 条の申請による事業は、同条並びに第 86 条、第 87 条及び第 88 条の規定による手続を行うが、この場合における申請前の準備手続、申請、事業計画の公告縦覧及び利害関係人の審査請求等の手続の要領については、「土地改良区の設立手続及び審査等の要領について（平成 28 年４月１日付け 27 農振第 2369 号農林水産省農村振興局長通知）」に準拠するほか、次によるものとする。

１　申請前の準備手続

（１）申請人

申請人は一人でも良いが、手続の途中（知事が行う土地改良事業の適否の決定の日まで）に当該申請人が欠けた場合、改めて別の申請人により手続を行う必要があるため、複数とすることが望ましい。

（２）一定の地域

法第 85 条第５項において準用する法第５条第６項又は第７項の規定による承認又は同意を要する土地を含めて一定の地域を定める場合には、申請人は、当該承認又は同意を法第 85 条第２項の規定による公告をする前に得るものとする。

なお、当該承認に係る土地のうち国有地についての承認申請及び同意に係る土地についての地区編入の細部手続等については、それぞれ、「土地改良法第５条第６項の規定による土地改良事業の施行に係る地域への国有地の編入ならびに同法第 50 条の規定による国有地の譲与および国有地への編入に関する取扱いについて（昭和 45 年２月２日付け 44 構改Ｂ第 2256 号（管）農林省農地局長通知）」及び「換地計画実施要領について（昭和 49 年７月 12 日付け 49 構改Ｂ第 1232 号農林省構造改善局長通知）」に定めるところによるものとする。

（３）計画の概要の作成

道営土地改良事業（以下「道営事業」という。）について、国営土地改良事業に関連するもの、又は団体営土地改良事業によって補完されるものがある場合、地元耕作者としては、申請の同意について、これらの実施計画を一体として判断する必要がある。

したがって、この計画の概要には当該道営事業と相前後して施行を予定している当該関連事業の施行主体、施行時期及び事業の概略等の予定を含めるものとする。

（４）造成施設の維持管理に関する事項

申請人は､道営事業で造成される土地改良施設の予定管理者を定めるものとする。この場合、当該予定管理者から維持管理についての内諾を得ておくものとする。また、則第 54 条の３第１項に定める土地改良施設（ダムその他のえん堤及び揚水施設）については、同条第２項に定める事項の予定管理方法等を定めるものとする。

（５）分担金等に関する事項

申請人は、道営事業の事業費のうち事業施行地域内の土地に係る３条資格者（法第３条に規定する資格を有する者をいう。以下同じ。）及び関係する市町村が負担することとなる分担金等（分担金及び負担金をいう。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。

この場合、関係する市町村及び土地改良区と協議の上、負担の割合や方法についての内諾を得ておくものとする。

さらに、法第 113 条の３第３項の規定による工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（それ以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して８年以内に、当該土地を当該道営事業の計画において予定する用途以外の用途に供した場合等には、特別徴収金を徴収されることがある旨を十分周知させるものとする。

（６）地域住民等からの意見の聴取

ア　申請人は、上記（３）により計画の概要を作成したときは、（７）の関係する市町村長との協議の前に、計画の概要に対して意見のある者（以下「地域住民等」という。）の意見を求めるため当該計画の概要を縦覧に供する旨及び縦覧の方法並びに意見書の提出方法について、当該土地改良事業の施行に係る地域内にあるすべての市町村の事務所（以下「関係市町村の事務所」という。）の掲示場に公告し､当該公告に記載された方法に従って計画の概要を縦覧に供するものとする。

イ　申請人は、地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

（７）市町村長との協議

申請人は、法第 85 条第２項の公告をする前に、法第 85 条第５項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、土地改良事業の計画の概要につき、関係する市町村長と協議しなければならない。

また、（６）により地域住民等から提出された意見書において関係する市町村に対応を望むものがある場合は、その旨を通知するとともに、計画の概要と併せて提出された意見書の写しを提出することが望ましい。

（８）市町村等との調整

申請人は、申請の準備全般について関係する市町村及び土地改良区等並びに総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）と十分打ち合わせて、その指導を受けるものとする。

２　計画の概要等の公告

申請人は、上記１の準備手続が完了したときは、土地改良事業の計画の概要（必要な場合には全体構成）及び土地改良施設の予定管理方法等その他必要な事項を公告しなければならない。この公告は、関係市町村の事務所の掲示場に５日間掲示することにより行うものとする。

３　申請の同意

（１）３条資格者の計数の方法

ア　同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行い、一人の３条資格者として計数するものとする。

（ア）二以上の土地を所有している３条資格者

（イ）共有者が同一の二以上の共有地の代表者

イ　同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行わず、それぞれの土地につき一人の３条資格者として計数するものとする。

（ア）共有地の代表者であり、かつ、当該共有地以外の土地を所有している３条資格者である者

（イ）共有者が異なる二以上の共有地の代表者

ウ　所有権以外の使用収益権を有する者の計数の方法についても、ア及びイの例によるものとする。

（２）農用地造成事業等（農用地造成事業及び農用地造成事業と他の事業とを一体とした一体事業をいう。以下同じ。）以外の事業

農用地造成事業等以外の事業の施行地域内にある土地に係る３条資格者の３分の２以上の同意が施行地域全域で満たされていても、不同意者が一部地域に偏在する場合には、事業の円滑な実施、事業完了後の施設の維持管理、分担金等の徴収等に支障を来すこととなる。したがって、この同意は市町村別及び字等別においても３分の２以上の同意率となるように留意する必要がある。また、一体事業の場合にあっては、その一体事業を構成する各事業（その構成する事業が農用地造成事業である場合を除く。）ごとに上記同意率となるように留意する必要がある。この場合、過半数の同意が得られない区域がある場合については、これを除外する等の措置を講ずる必要がある（ただし、事業の内容、地域の実情等を勘案してやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。）　。

なお、団体営等の農用地造成事業等の地域を受益地の一部とする農業用用排水事業の場合にあっては、当該農用地造成事業等が農用地外資格者全員の同意を要件としているので、当該農業用用排水事業についても原則として当該農用地外資格者全員の同意を得るものとする。

（３）農用地造成事業等

農用地造成事業等の場合にあっては、農用地外資格者の全員の同意のほか、当該農用地造成事業等が農用地間の地目変換の事業又は附帯工事（法第２条第２項第３号に規定する地目変換事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事をいう。以下同じ。）を含む場合には、当該農用地間の地目変換の事業又は当該附帯工事の工事区域別に３分の２以上の同意を得るようにするとともに、この同意は、当該区域内の市町村別

及び字等別にも上記同意率となるように留意する必要がある。この場合、過半数の同意が得られないような区域があるときには、これを除外する等の措置が必要である。

なお、非農用地に係る使用収益権者の意見の聴取、不同意農用地外資格者に対するあっせん調停等の措置に留意を要する。

（４）その他

上記（２）又は（３）の同意を徴するに当たっては、申請人は、３条資格者に対し、計画の概要等を十分説明する必要があることはもちろんであるが、特に事業に要する費用については、その後の労賃、物価等の推移によって変動することがある旨を十分周知させるものとする。

４　申請

（１）申請の時期

道営事業の申請は、国や道の予算と密接な関係があるので、この状況を勘案して適期に行う必要がある。

関係する市町村及び土地改良区等並びに総合振興局等は、相互に連絡を密にし、予算との関連で着工予定年度の見通しを立てるとともに、１の（８）の打ち合わせに際し、申請人を指導するものとする

（２）申請書類

法第 85 条第１項の規定による申請をするには、申請書に同条第８項及び第９項並びに則第 57 条の３に規定する次に掲げる各書面（法 85 条第２項の規定により計画の概要等を公告したことを証する書面を含む。）を添付するものとする。

ア　計画の概要等を公告した事項を記載した書面

（ア）計画の概要等を公告したことを証する書面

（イ）土地改良事業計画概要書（及び全体構成）

（ウ）造成される土地改良施設の予定管理方法書

（エ）事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面

イ　同意があったことを証する書面

ウ　市町村長の意見を記載した書面

エ　国有地等の編入承認があったことを証する書面

オ　地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

カ　地域住民等からの意見書の写し

地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、「意見書写し」を提出すること。

５　適否の決定及び土地改良事業計画の決定等

（１）適否の決定

総合振興局長等は、法第 85 条第８項の規定により道営事業に係る申請書類の提出を受けたときは、これを審査のうえ、市町村別及び字等別同意状況集計表等（一体事業の場合にあっては当該一体事業を構成する各事業別同意状況集計表を、農用地間の地目変換の事業又は附帯工事を含む農用地造成事業等にあっては当該事業別又は工事別の同意状況集計表、不同意者がいる場合にあっては、申請人に不同意理

由を聞き取った不同意者名簿及び宅地等地区編入同意者がいる場合にあっては、宅地等地区編入同意者集計表）及び地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、意見の概要を取りまとめた書面（以下「意見の概要」という。）を作成し、法第 86 条第２項の規定による予定管理者との協議を経て、その申請に係る土地改良事業の適否を決定するものとする。

（２）計画の決定

ア　総合振興局長等は、法第 85 条第１項の規定に基づく申請書に同条第９項の規定に基づく意見書の写しが添付されている場合にあっては、申請人が検討した内容を勘案して地域住民等から提出された意見書に対する対応方針案（以下「対応方針案」という。）を作成するものとする。

なお、対応方針案の作成に当たっては、関係する市町村及び土地改良区等と十分に調整するものとする。

イ　適当とする旨の決定に係る土地改良事業についての計画書案は、対応方針案を勘案して作成することとし、法第 87 条第２項において準用する法第８条第２項の専門技術者の報告書に基づき計画を決定するとともに、法第 87 条第５項の規定により公告し、総合振興局等において当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供するものとする。

ウ　総合振興局長等は、イの計画の決定に併せて対応方針を決定するものとする。

エ　総合振興局長等は、イの縦覧と同様の方法で、法第 85 条第７項の規定により地域住民等から提出された意見書に対する対応方針を公表するものとする。

（３）工事の着手

ア　総合振興局長等は、法第 87 条第５項の規定による土地改良事業計画書の縦覧の期間満了後 15 日以内に審査請求がないとき又は審査請求があった場合においてその裁決があったときでなければ当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。

イ　計画確定に係る道営事業が河川法上の水利使用に関係がある場合には、河川法上の協議等を要する。これについては、「河川法関係事務の取扱いについて（昭和 40 年６月 19 日付け 40 農地Ａ第 1200 号農林事務次官通知）」によるものとする。

ウ　総合振興局長等は、換地計画を定める必要がある事業について、一筆の土地の一部が施行地域に編入されている場合には、法第 114 条の規定により工事に着手する前に当該土地の分割の手続をするものとする。

エ　総合振興局長等は、換地計画を定める必要がある事業について、工事に着手する前においては則第 90 条の５第１項に規定する事項を、また、当該土地改良事業の工事に着手したときはその旨を法第 113 条の４第２項の規定により管轄登記所に届け出るものとする。

（４）その他

道営事業計画は、申請に係る計画の概要に基づいて決定されなければならない。

なお、当該事業計画の内容が計画の概要に照らし、「道営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 63 年７月１日付け計画第 149 号農政部長通知）」第２に係る事業計画の

変更の要件を伴うもの及び地域の拡張を行うことはできないものとする。

6　計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、次によるものとする。

（1）重要な部分の変更の取扱い

法第 88 条第１項の規定に基づき、土地改良事業の施行地域又は則第 67 条の６に規定する重要な部分に係る計画変更を行おうとする場合（法第 88 条第６項において準用する法第 48 条第６項に規定する手続により計画変更を行う場合を除く。）には、次に定めるところによるものとする。

ア　変更後の計画の概要の作成及び地域住民等からの意見の聴取

（ア）総合振興局長等は、法第 88 条第６項において準用する法第 87 条の２第８項の規定により変更後の計画の概要を作成し、関係市町村の事務所の掲示場に公告するとともに、当該公告に記載された方法に従い、変更後の計画の概要を縦覧に供するものとする。

（イ）総合振興局長等は、地域住民等から意見書の提出があった場合には、関係する市町村及び土地改良区等と十分に調整のうえ、対応方針案を作成するとともに、必要に応じて、当該変更後の計画の概要等について、見直し等の検討を行うものとする。

イ　計画の概要等の公告

総合振興局長等は、６の（１）のアの（イ）の結果を踏まえ、変更後の計画の概要等を決定したときは、法第 88 条第１項の規定による変更後の計画の概要、全体構成、予定管理方法等その他必要な事項を作成し、同条６項において準用する法第５条第６項又は第７項の承認又は同意を必要とする場合には、１の（２）に準拠して当該承認又は同意を得て、市町村及び字等別同意状況集計表等（宅地等地区編入同意者集計表に限る。）を作成し、法第 88 条第１項の規定に基づき関係市町村の事務所の掲示場に５日間掲示するものとする。

ウ　総合振興局長等は、法第 88 条第４項の規定に基づき、イの公告をする前に、その公告をする事項について、関係市町村長と協議するとともに、予定管理方法等に定める土地改良施設の管理者と協議を行うものとする。

エ　計画変更についての同意

（ア）総合振興局長等は、イの公告期間が満了し、３条資格者が確定した後、直ちに法第 88 条第１項第１号又は同条第６項において準用する法第 48 条第４項に規定する同意（農用地造成事業等については、当該同意のほか、法第 88 条第２項の同意及び同条第３項において準用する法第５条第５項の意見）を徴集するものとする。なお、当該同意については、３の例によるものとする。

（イ）総合振興局長等は、同意の徴集を完了したときは、市町村及び字等別同意状況集計表等（一体事業の場合にあっては当該一体事業を構成する各事業別同意状況集計表を、農用地間の地目変換の事業又は附帯工事を含む農用地造成事業等にあっては当該事業別又は工種別の同意状況集計表、不同意者がいる場合にあっては、不同意者名簿）を作成するものとする。

オ　変更計画の決定等

変更計画の決定等については、５の（２）のイ～エ及び（３）の例によるものとする。

（２）特に軽微な地域の追加に係る計画変更の取扱い

法第 88 条第６項において準用する法第 48 条第６項に規定する手続により計画変更を行おうとする場合には、次に定めるところによるものする。

ア　事業参加の申出

（ア）法第 88 条第６項において準用する法第 48 条第６項に規定する３条資格者の申出は、則第 67 条の 14 において準用する則第 38 条の６の６に規定する申出書により行うものとする。申出に当たって、申出をしようとする者は、次の点に留意する必要がある。

ａ　あらかじめ関係する市町村及び土地改良区等と分担金等に関する事項等について、十分調整を行うこと。

ｂ　農用地造成事業等について申出を行うときは、当該申出のほか法第 88 条第２項の規定により、総合振興局長等が農用地外資格者全員の同意を得ることが必要である。

（イ）総合振興局長等は、（ア）の申出書の提出を受けた場合には、これを審査し、適当と認められるときは変更計画書案を作成するものとする。

（ウ）変更計画書に係る事業の施行地域を定めるに当たり、法第５条第６項又は第７項の承認又は同意を必要とする場合には、総合振興局長等は、１の（２）に準拠して当該承認又は同意を得るものとする。

イ　変更計画の決定

変更計画の決定については、次に定めるところによるほか、５の（２）のイ～エの例によるものとする。

（ア）アにより３条資格者から申出があった内容と事業計画の変更の内容が同一である場合には、当該事業に関係のある土地及び物件の所有者、漁業権者等の利害関係人から審査請求が提起されることが見込まれる場合を除き、専門技術者からの意見聴取並びに変更計画書の公告縦覧及び審査請求の手続を省略できるものとする。

（イ）変更計画書は、変更前の事業計画書に変更となる部分を記載したものをもって足りるものとする。

ウ　３条資格者への通知

総合振興局長等は、イの（ア）により手続を省略して変更計画を決定した場合には、速やかに申出を行った３条資格者に対し、計画変更を行った旨を通知するものとする。

エ　工事の着手の通知等

換地計画を定める事業については、５の（３）のウ及びエの例によるものとする。

７　事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、次に定めるところによるほか、６の計画変更の場合の例によるものとする。

（１）事業の廃止の概要

ア　総合振興局長等は、法第 88 条第１項の規定に基づき土地改良事業を廃止しようとするときは、廃止する旨、廃止する理由、廃止しようとする事業の処理に関する事項及びその他必要な事項（以下「廃止の概要」という。）を「道営土地改良事業廃止事務取扱要領（平成 21 年９月 29 日付け計画第 484 号農政部長通知。以下「廃止事務取扱要領」という。）」の別紙で示す道営土地改良事業廃止処理計画書に準じて作成するものとする。

イ　廃止しようとする事業の処理に関する事項では、当該事業により「北海道有土地改良財産の譲与に関する条例（昭和 37 年４月９日条例 30 号）」に規定される土地改良財産が生じている場合の当該財産の処理の方法等事業の廃止に伴って処理が必要となる事項について記載するものとする。

（２）事業の廃止についての同意

総合振興局長等は、法第 88 条第１項の規定に基づく公告をした場合は、同項第２号に規定する同意を徴集するものとする。

（３）廃止の概要の決定

事業の廃止の概要の決定については、５の（２）のイ～エの例によるものとする。

（４）徴収済の分担金等の取扱いについて

分担金等は、事業により受ける利益を限度として徴収することができるものであることから、当該事業の廃止により受益が生じなくなる場合、徴収済の分担金等については負担者に返還しなければならない。

このため、総合振興局長等は、廃止事務取扱要領に基づく手続を開始する前に、当該徴収済の分担金等の取扱いについて、関係負担団体等と十分協議するものとする。

８　工事完了の公告及び届出

（１）公告

総合振興局長等は、道営事業の工事が完了した場合には、法第 113 条の３の規定により遅滞なくその旨を公告するものとする。

（２）届出

総合振興局長等は、道営事業が完了した場合において当該事業がその性質上換地計画を定める土地改良事業であるときは、法第 113 条の４第２項の規定により工事完了の旨を管轄登記所に届け出るものとする。ただし、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前に換地処分を行う場合には、工事完了の旨の届出に代えて、換地計画決定の公告をした時にその旨届け出るものとする。

第２　法第 85 条の２の申請による事業の場合

１　同意を得てする市町村申請事業

市町村が法第 85 条の２第１項の規定により３条資格者の同意を得て申請する事業の開始手続等については、市町村が申請人として申請の準備手続及び申請の手続を行うことのほかは、おおむね第１の法第 85 条の申請による事業の場合の例によって行うものとする。

なお、総合振興局長等は、適否の決定にあたっては、当該土地改良事業が農業振興

地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するために必要な事業であることを確認するものとする。

２　市町村特別申請事業

市町村が法第 85 条の２第６項の規定により市町村の議会の議決を経てする同条第１項の規定に係る事業（以下「市町村特別申請事業」という。）の開始手続等については、市町村が申請人として申請の準備手続及び申請の手続を行うこと並びに次に定めるところによるほか、おおむね第１の法第 85 条の申請による事業の場合の例によって行うものとする。

（１）申請前の準備手続

ア　地域住民等からの意見の聴取

（ア）市町村は、計画の概要を作成したときは、計画の概要を公告し、地域住民等の意見を聴取するものとする。

（イ）市町村は、上記公告の日から縦覧期間満了の日までの間に、地域住民等から意見書の提出があった場合には、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

イ　市町村議会の議決等

市町村が市町村特別申請事業を申請しようとする場合には、あらかじめ議会の議決を必要とする。この場合、その議案には計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付することが適当である。また、市町村特別申請事業は、関連土地改良事業と一体となってその効果が生じ又は増大するものであり、かつ、当該市町村特別申請事業の分担金等は、当該市町村が負担するほか、関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者に賦課されることとなるので、その計画の概要には、次に掲げる事項を内容とする関連土地改良事業又は関連管理事業の計画の概要を記載するものとする。

（ア）関連土地改良事業の種類、施行主体、施行の地域及び面積、予定事業費、施行予定時期等

（イ）関連管理事業を行う者を費用負担者として位置付けることを予定する場合にあっては、（ア）に加えて、当該関連管理事業の施行主体、施行の地域及び面積、年間維持管理費等

ウ　関係土地改良区等の意見の聴取

（ア）意見を聴くべき関係土地改良区等

市町村は、イの市町村議会の議決を経た後、関係する土地改良区、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「関係土地改良区等」という。）に対して、あらかじめ当該計画の概要等を示し、当該申請につきその意見を聴くこととなる。この場合の関係土地改良区等とは次に掲げる者とする。

ａ　当該市町村特別申請事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区及び当該市町村特別申請事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会で土地改良事業の施行に係る法第 95 条第１項の知事の認可を受

けているもの

b　当該市町村特別申請事業の施行に係る地域内において、当該事業の計画の概要で予定する作目に係る生産、集荷、加工又は販売に直接関係する事業をその事業とする農業協同組合及び農業協同組合連合会

（イ）（ア）のａの者が意見を述べる場合には、総会又は総代会の議決を経るなど、農業者の意向を十分に把握した上で行なうよう配慮するものとする。

エ　その他

（ア）市町村特別申請事業は、特に基幹的な土地改良施設の新設又は変更の事業で事業参加資格者の同意を事前に求めることが適当でない等、一般の申請事業とは性格を異にする事業である。したがって、申請を予定する関係市町村は、申請の準備手続を開始する前に、その実施を予定する市町村特別申請事業の施行地域、施行予定時期等につき、総合振興局等と十分協議するものとする。

（イ）市町村特別申請事業の分担金等の徴収は、一般の徴収方法と異なり総合振興局等が直接関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者及び市町村から徴収することとなる。したがって、申請人たる市町村は、申請の準備手続を開始する前に、総合振興局等及び関連土改良事業の施行予定者又は関連管理事業として予定する事業の施行主体が市町村以外の場合はその者と関連土地改良事業又は関連管理事業の費用負担区分等について十分打合わせを行うものとする。

特に、市町村特別申請事業の分担金等の徴収を開始する時期までに、関連土地改良事業が施行され又は関連管理事業に係る土地改良事業計画のうちの重要事項（管理すべき施設の種類並びにその管理方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの並びに事業費でこれらの事項に係るもの）について変更を行っていることが必要となるので、市町村は次に掲げる者からそれぞれ次に掲げる確約を得るものとする。

a　関連土地改良事業の施行予定者から、市町村特別申請事業の分担金等の徴収時期までの当該関連土地改良事業の施行及び費用負担についての確約

b　関連管理事業として予定する事業の施行主体から、市町村特別申請事業の分担金等の徴収時期までの当該関連管理事業に係る所要の土地改良事業計画の変更及び費用負担についての確約

（２）申請

法第 85 条の２第１項の規定による申請をするには、申請書に同条第 10 項及び則第 57 条の 15 第２項に規定する次に掲げる各書面を添付するものとする。

ア　計画の概要等を示した事項を記載した書面

（ア）土地改良事業計画概要書（及び全体構成）

（イ）造成される土地改良施設の予定管理方法書

（ウ）事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面

イ　関係土地改良区等の意見を記載した書面

ウ　事業の施行申請について市町村議会の議決があったことを証する書面

エ　地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

オ　地域住民等からの意見書の写し

地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、「意見書写し」を提出すること。

（３）適否の決定

総合振興局長等は、申請書の提出を受けたときは、審査のうえ、地域住民等からの意見の提出があった場合にあっては、意見の概要を作成し、その申請に係る土地改良事業の適否を決定し、この旨を関係する市町村に通知するものとする。

なお、適否の決定にあたっては、当該土地改良事業が農業振興地域整備計画を達成するために必要な事業であることを確認するとともに、法第 86 条第３項の規定に基づき、道議会の議決を経なければならないので、事前に農政部長と調整するものとする。

（４）計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、次によるものとする。

ア　変更後の計画の概要の作成及び地域住民等からの聴取

（ア）総合振興局長等は、法第 88 条第 10 項において準用する法第 87 条の２第８項の規定により変更後の計画の概要を作成し、公告するとともに、当 該公告に記載された方法に従い、変更後の計画の概要を縦覧に供するも のとする。

（イ）変更後の計画の概要に係る地域住民等からの意見の聴取等の手続については、おおむね第１の６の（１）のアの（イ）の例により行うものとする。

イ　関係土地改良区等の意見の聴取等

総合振興局長等は（４）のアの（イ）の結果を踏まえ、変更後の計画の概要等を決定したときは、法第 88 条第７項の規定による変更後の計画の概要、全体構成、予定管理方法等その他必要な事項を作成し、関係土地改良区等の意見及び関係する市町村の同意を徴するものとする。

なお、関係する市町村の同意を得る場合には、当該市町村の議会の議決を経たことを証する書面を併せて徴すること。

ウ　その他

当該変更については、法第 88 条第９項の規定に基づき、道議会の議決を経なければならないので、事前に農政部長と調整するものとする。

（５）事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、（４）のイで定める関係土地改良区等の意見の聴取等のほか、第１の７の例によるものとする。

第３　法第 85 条の 3 の申請による事業の場合

土地改良区が法第 85 条の３第１項の規定により申請する事業（以下「施設更新事業」という。）及び土地改良区が同条第６項の規定により施設更新事業と併せて行うものとして申請する事業（以下「関連施行事業」という。）の開始手続等については、次に定めるところによるほか、第１の例により行うものとする。

１　地域住民等からの意見の聴取

（１）土地改良区は、計画の概要を作成したときは、法第 85 条の３第４項において準

用する法第 85 条第６項の規定に基づく関係する市町村長との協議の前に、計画の概要を関係市町村の事務所の掲示場において公告し、地域住民等の意見を聴取しなければならない。

（２）土地改良区は、上記公告の日から縦覧期間満了の日までの間に、地域住民等から意見書の提出があった場合には、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

２　申請の同意

施設更新事業及びこれと併せて行う関連施行事業の申請に当たっての同意徴集は、第１の３に定めるところにより行うものとするが、施設更新事業であって令第 50 条の２の３の要件に該当するものについては概要公告及び同意徴集を要せず、また、令第 50 条の２の４の要件に該当するものについては同意徴集手続を簡素化することができる。

なお、これらの要件に該当することの判定については、「土地改良法の一部を 改正する法律の施行について（昭和 59 年 12 月 22 日付け 59 構改Ｂ第 1901 号農林水産 事務次官依令通知)」第５の２によるものとする。

３　総会又は総代会の議決

（１）土地改良区は、施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業を道が行うべきことを申請しようとする場合には、法第 85 条の３第１項の規定に基づき、あらかじめ、総会又は総代会の議決を経ることが必要である。この場合、総会又は総代会の議案書には、施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の計画の概要、当該事業に係る土地改良施設の予定管理方法等、定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項を記載した書面を添付することが適当である。

また、２以上の土地改良区が共同して施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の施行を申請する場合には、あらかじめ、土地改良区間で協議を行い各土地改良区の費用の負担割合等を決定するものとする。この場合においては、総会又は総代会の議決に２以上の土地改良区が共同して申請する旨、各土地改良区の費用の負担割合等を記載した書面を併せて添付することが適当である。

（２）令第 50 条の２の３又は第 50 条の２の４の要件に該当するものとして、同意徴集を行わず、又は手続を簡素化する場合にあっては、土地改良区は総会又は総代会の議決を行う前に組合員に対して当該事業の周知徹底を図るとともに、計画の概要等の作成に当たり組合員の意向を十分に反映するものとする。

４　申請

（１）土地改良区が施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の施行を申請するに当たっては、申請書に法第 85 条の３第５項及び則第 57 条の 21 又は法第 85 条の３第 11 項及び則第 57 条の 28 に規定する次に掲げる各書面を添付するものとする。

ア　事業計画概要等を記載した書面

（ア）土地改良事業計画概要書（及び全体構成）

（イ）造成される土地改良施設の予定管理方法書

（ウ）変更後の定款

（エ）事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面

イ　事業施行申請に係る総（代）会の議決があったことを証する書面
ウ　同意があったことを証する書面
エ　市町村長の意見を記載した書面
オ　国有地等の編入承認があったことを証する書面
カ　地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面
キ　地域住民等からの意見書の写し
地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、「意見書写し」を提出すること。

（２）関連施行事業の申請は、施設更新事業と同一の申請主体が、同一の事業実施主体に対し、同時に行うものとする。

５　計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第１の６の例によるものとする。

なお、則第 67 条の６第２項の要件に該当し、同項の重要な部分に該当しない場合であっても、同条第１項の重要な部分に該当する場合については、総合振興局長等は、あらかじめ関係する市町村と十分調整を行うとともに、関係する土地改良区の総会又は総代会を通じて関係者の了解を得るようにするものとする。

第４　法第 85 条の４の申請による事業の場合

地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「地方公共団体等」という。）が法第 85 条の４第１項の規定により申請する事業（以下「農用地造成事業」という。）の開始手続等については、次に定めるところによるほか、第１の例により行うものとする。

１　地域住民等からの意見の聴取

（１）地方公共団体等は、計画の概要を作成したときは、２の関係する市町村長との協議の前に、計画の概要を関係市町村の事務所の掲示場において公告し、地域住民等の意見を聴取しなければならない。

（２）地方公共団体等は、上記公告の日から縦覧期間満了の日までの間に、地域住民等から意見書の提出があった場合には、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

２　市町村長との協議

地方公共団体等は、法第 85 条の４第１項の申請をする前に、法第 85 条の４第２項の規定に基づき、土地改良事業の計画の概要につき、関係する市町村長と協議しなければならない。ただし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村長については、この限りではない。

３　申請

地方公共団体等が農用地造成事業の施行を申請するに当たっては、申請書に法第 85 条の４第４項及び則第 57 条の 31 に規定する次に掲げる各書面を添付するものとする。

ア　土地改良事業計画概要書
イ　造成される土地改良施設の予定管理方法書

ウ　地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面
エ　地域住民等からの意見書の写し
オ　市町村長の意見を記載した書面

第５　法第 87 条の３の農地中間管理機構関連農地整備事業の場合

法第 87 条の３第１項の規定により行う事業（以下「機構関連事業」という。）の開始手続き等については、第１の１の（２）及び（３）に定めるところによるほか、次により行うものとする。

なお、この場合において、第１の１の（２）中「法第 85 条第５項」とあるのは「法第 87 条の３第７項」と、「申請人」とあるのは「総合振興局長等」と、「法第 85 条第２項」とあるのは「法第 87 条の３第７項で準用する法第 87 条の２第８項」と、読み替えるものとする。

１　農地中間管理機構の要請

法第 87 の３第４項の規定により農地中間管理機構から要請を受ける場合は、次の書類の提出を受けるものとする。

ア　当該土地改良事業の施行に係る地域の所在を記載した書面
イ　当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定の状況を記載した書面
ウ　当該農地中間管理機構が当該事業施行地域内農用地を貸し付けている場合には、その貸付けの相手方の意見を記載した書面

２　地域住民等からの意見の聴取

ア　総合振興局長等は、法第 87 条の３第７項で準用する法第 87 条の２第８項の規定に基づき、あらかじめ、関係市町村の事務所の掲示場にその旨を公告し、２０日以上の相当期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供するものとする。
イ　総合振興局長等は、地域住民等から意見書の提出があった場合は、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

３　農地中間管理機構の同意

法第 87 条の３条第２項の規定する農地中間管理機構の同意は、法第 87 条の３第７項で準用する法第 87 条の２第８項の公告後に得るものとする。ただし、法第 87 条の３第４項の規定に基づき、要請に係る農用地のみを対象として土地改良事業計画を定める場合には、同条第２項及び第３項に規定する同意及び意見の聴取は不要とする。

４　市町村長との協議及び予定管理者の意見聴取

総合振興局長等は、法第 87 条の３第６項の規定に基づき、当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合、その土地改良施設の管理者である土地改良区、農業協同組合及び農業協同組合連合会の意見を聴くものとする。

５　計画の決定

ア　総合振興局長等は、２に定める公告において、地域住民等から意見書の提出が

あった場合にあっては意見書に対する対応方針案（以下「対応方針案」という。）を作成するものとする。なお、対応方針案の作成に当たっては、関係する市町村及び土地改良区等と十分に調整するものとする。

イ　土地改良事業についての計画書案は、対応方針案を勘案して作成することとし、法第 87 条の３第７項で準用する法第８条第２項の専門技術者の報告書に基づき計画を決定するとともに、その旨を法第 87 条の３第７項で準用する法第 87 条第５項の規定により公告し、総合振興局等において当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供するものとする。

ウ　総合振興局長等は、イの計画の決定に併せて対応方針を決定するものとする。

エ　総合振興局長等は、イの縦覧と同様の方法で、法第 87 条の３第７項で準用する法第 87 条の２第９項の規定により地域住民等から提出された意見書に対する対応方針を公表するものとする。

６　工事の着手

ア　総合振興局長等は、法第 87 条の３第７項で準用する法第 87 条第５項の規定による土地改良事業計画書の縦覧の期間満了後 15 日以内に審査請求がないとき又は審査請求があった場合においてその裁決があったときでなければ当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。

イ　計画確定に係る道営事業が河川法上の水利使用に関係がある場合には、河川法上の協議等を要する。これについては、「河川法関係事務の取扱いについて（昭和 40 年６月 19 日付け 40 農地Ａ第 1200 号農林事務次官通知）」によるものとする。

ウ　総合振興局長等は、換地計画を定める必要がある事業について、一筆の土地の一部が施行地域に編入されている場合には、法第 114 条の規定により工事に着手する前に当該土地の分割の手続をするものとする。

エ　総合振興局長等は、換地計画を定める必要がある事業について、工事に着手する前においては則第 90 条の５第１項に規定する事項を、また、当該土地改良事業の工事に着手したときはその旨を法第 113 条の４第２項の規定により管轄登記所に届け出るものとする。

７　計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、次によるものとする。

（１）法第 87 条の３第１項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、法第 88 条第 15 項各号に掲げる場合に限るものとする。

（２）法第 88 条第 16 項の規定に基づき、土地改良事業の施行に係る地域又は則第 67 条の 33 に規定する重要な部分に係る計画変更を行おうとする場合には、次に定めるところによるものとする。

ア　変更後の計画の概要の作成及び地域住民等からの意見の聴取

（ア）総合振興局長等は、法第 88 条第 18 項で準用する法第 87 条の２第８項の規定により変更後の計画の概要を作成し、関係市町村の事務所の掲示場に公告するとともに、当該公告に記載された方法に従い、変更後の計画の概要を縦覧に

供するものとする。

（イ）総合振興局長等は、地域住民等から意見書の提出があった場合には、関係する市町村及び土地改良区等と十分に調整のうえ、対応方針案を作成するとともに、必要に応じて、当該変更後の計画の概要等について、見直し等の検討を行うものとする。

イ　計画変更についての農地中間管理機構の同意

総合振興局長等は、土地改良事業の計画を変更しようとする場合には、法第 88 条第 16 項の規定に基づき、あらかじめ変更後の土地改良事業計画の概要について、農地中間管理機構の同意を得るものとする。なお、法第 88 条第 18 項で準用する第 87 条の３第４項の規定により、農地中間管理機構からの要請に基づき、要請に係る農用地のみを新たに事業施行地域内農用地とするために土地改良事業変更計画を定める場合には、法第 88 条第 16 項及び第 17 項に規定する同意及び意見の聴取は不要とする。

ウ　市町村長との協議及び予定管理者の意見聴取

総合振興局長等は、法第 88 条第 18 項で準用する第 87 条の３第６項の規定に基づき、変更後の当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議するとともに､その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合、その土地改良施設の管理者である土地改良区、農業協同組合及び農業協同組合連合会から意見を聴くものとする。

エ　変更計画の決定

変更計画の決定については、５のイ～エ及び６の例によるものとする。

８　事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、次に定めるところによるほか、７の計画変更の場合の例によるものとする。

（１）総合振興局長等は、法第 88 条第 16 項の規定に基づき土地改良事業を廃止しようとするときは、廃止する旨、廃止する理由、廃止しようとする事業の処理に関する事項及びその他必要な事項（以下「廃止の概要」という。）を「道営土地改良事業廃止事務取扱要領（平成 21 年９月 29 日付け計画第 484 号農政部長通知。以下「廃止事務取扱要領」という。)」の別紙で示す道営土地改良事業廃止処理計画書に準じて作成するものとする。

（２）廃止しようとする事業の処理に関する事項では、当該事業により「北海道有土地改良財産の譲与に関する条例（昭和 37 年４月９日条例 30 号)」に規定される土地改良財産が生じている場合の当該財産の処理の方法等事業の廃止に伴って処理が必要となる事項について記載するものとする。

９　工事完了の公告及び届出

法第 87 条の３の事業が工事を伴う場合の法第 113 条の３第３項の規定による公告及び法第 113 条の４の規定による登記所への届出は、第１の８の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

第６　法第 87 条の４の急施の事業の場合

1　緊急耐震工事計画の決定等

法第 87 条の４第１項の規定により行う事業（以下「耐震化事業」という。）について、緊急耐震工事計画を定める場合には、前記第１の５の（２）の例によるものとする。また、計画確定後の計画変更の取扱いについては、第１の６の計画の変更（計画の概要、同意関係を除く。）の例によるものとする。

2　市町村長及び予定管理者との協議

総合振興局長等は、法第 87 条の４第２項の規定に基づき、緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設（ため池、えん堤及び揚水施設）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について関係市町村長と協議するとともに、その農業用用排水施設に係る予定管理方法として、土地改良区、農業協同組合及び農業協同組合連合会を管理者とする旨を定めるときにあっては、その者と協議するものとする。

3　分担金に関する事項

総合振興局長等は、土地改良区から分担金を徴収する場合にあっては、負担割合や方法について、あらかじめ協議を行うものとする。

4　工事完了の公告及び届出

耐震化事業の工事が完了した場合の法第 113 条の３第３項の規定による公告及び法第 113 条の４の規定による登記所への届出は、第１の８の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

5　負担の同意

総合振興局長等は、耐震化事業の実施に当たり受益者から分担金等を徴収する場合には、法第 91 条第４項で準用する法第 90 条第７項の規定により３条資格者の３分の２以上の同意を得るものとする。

第７　法第 87 条の５による事業の場合

1　農地及び農業用施設災害復旧事業

（１）法第 87 条の５の規定により行う農地・農業用施設災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の採択基準等は「道営農地・農業用施設災害復旧事業の採択基準及び申請手続について（平成 11 年４月１日付け農村第 25 号農村整備課長通知）」によるものとする。

（２）総合振興局長等は、災害復旧事業を施行する場合には、被災した農業用施設の管理者又は被災した農地に関係する市町村長等に対し次の事項を確認した後、速やかに法第 87 条の５第１項に定める応急工事計画を定め、事業に着手するものとする。

ア　分担金等に関する事項

イ　造成施設の維持管理に関する事項（農業用施設災害復旧事業の場合）

（３）総合振興局長等は、災害復旧事業の受益者から分担金等を徴収する場合には、法第 91 条第４項で準用する法第 90 条第７項の規定により３条資格者の３分の２以上の同意を得るものとする。

2　土地改良施設突発事故復旧事業

（１）法第 87 条の５の規定により行う土地改良施設突発事故復旧事業の実施にあたっ

ては「北海道土地改良施設突発事故復旧事業実施方針（平成 30 年４月 11 日付け施管第 76 号農政部長通知）」及び「土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施事務取扱要領（平成 30 年４月 11 日付け施管第 77 号農政部長通知）」によるものとする。

（２）総合振興局長等は、土地改良施設突発事故復旧事業を施行する場合には、被災した農業用施設の管理者又は被災した農地に関係する市町村長等に対し次の事項を確認した後、速やかに法第 87 条の５第１項に定める応急工事計画を定め、事業に着手するものとする。

ア　分担金等に関する事項

イ　復旧施設の維持管理に関する事項

（３）総合振興局長等は、突発事故復旧事業の受益者から分担金等を徴収する場合は、法第 91 条第４項で準用する法第 90 条第７項の規定により３条資格者の３分の２以上の同意を得るものとする。

第８　その他

１　道営事業の進捗状況及び事業費等について、３条資格者は、負担の関係等で重大な関心を有するものであるから、総合振興局長等は関係する市町村及び土地改良区等を通じ、報告会等適宜の方法により事業の経過、事業に要した経費等を３条資格者に周知させるよう措置するものとする。

２　道営事業の申請基準等については、各種土地改良事業実施要綱その他関係通知等に定めるところによるものとする。

３　本通知に規定する手続を行うために必要な様式等については､別表のとおりとする。